

(12) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成29年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第4条関係）	別表第1（第2条、第4条関係）
区分	区分
報酬又は給料の額	報酬又は給料の額

略	審査分会長及び審査分会立会人 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号） 第17条第2項の規定に基づき 中央選挙管理会が定める額
略	審査分会長及び審査分会立会人 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号） 第18条第2項の規定に基づき 中央選挙管理会が定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。